

一般名処方加算についてのお知らせ

当院では、後発医薬品のある医薬品について特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。令和6年10月より長期収載品について医療上の必要性のあると認められない場合には患者さまの希望を踏まえ処方等をした場合選定療養費となること等を踏まえつつ、一般名処方趣旨を患者さまに十分に説明致します。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。



公益
社団法人

地域医療振興協会 伊豆今井浜病院

Japan Association for Development of Community Medicine